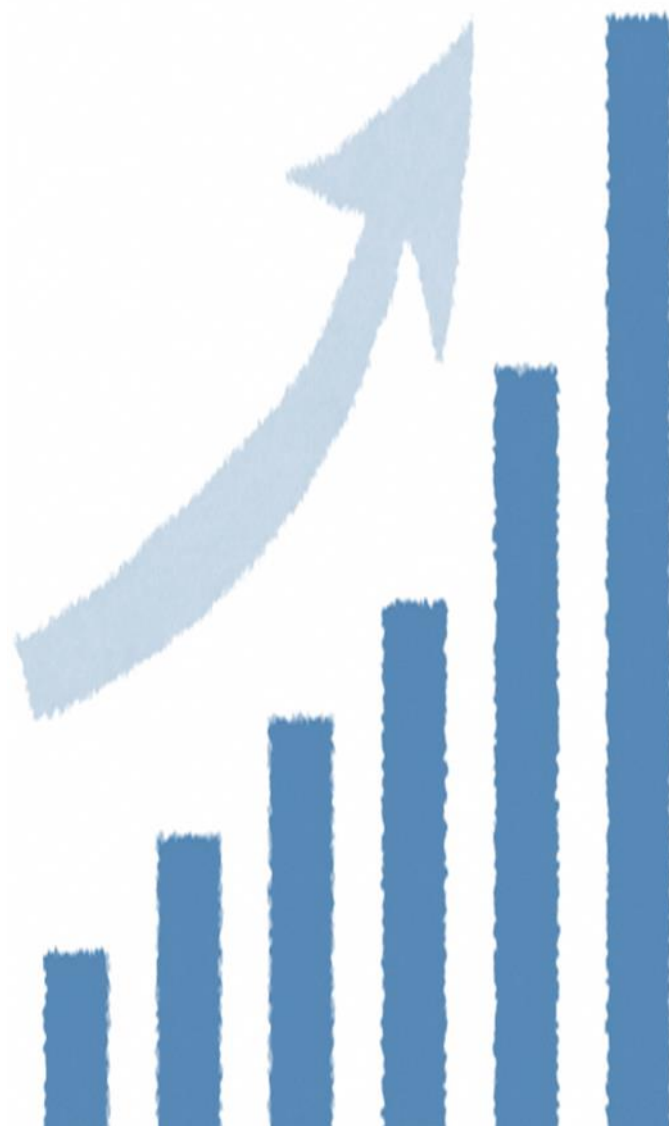


北栄町 6次産業支援 ガイドブック



は じ め に

このガイドブックは北栄町内で6次産業に取り組む事業者が必要な支援や相談機関をより見つけやすくするため、北栄町の6次産業関係機関の支援制度をまとめて紹介したものです。

支援制度は各事業者の事業規模に応じて以下の3段階でまとめています。また、全て概要を記載していますので、詳細や申請方法等についてはそれぞれのお問い合わせ先にご相談ください。

〔3段階の事業規模〕

①H o p （ホップ）

→これから6次産業に取り組む事業者や取り組み始めて間もない事業者（初級者）向けの支援。

②S t e p （ステップ）

→既に6次産業に取り組んでいる事業者で、事業規模の拡大を目指す事業者（中級者）向けの支援。

③J u m p （ジャンプ）

→ある程度事業規模を拡大した事業者で、増産や都心部等への販路拡大などさらなる大規模化を目指す事業者（上級者）向けの支援。

目次

• H o p

1. 北栄町道の駅商品開発等支援事業	4
--------------------	---

• S t e p

2. 鳥取県産業未来共創補助金	6
3. 鳥取県産業未来共創研究開発補助金	7
4. 小規模事業者持続化補助金	8
5. もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）	9
6. 県外催事出展経費等支援	10
7. おいしい鳥取PR推進事業費補助金	11

• J u m p

8. もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）	13
9. 農山漁村発イノベーション等整備事業交付金（産業支援型）	14

• その他

10. 地域プランナー派遣	16
11. 「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金	17

H o p （ホップ）

～ 6 次産業初級者向け～

Ⅰ．北栄町道の駅商品開発等支援事業

北栄町内の道の駅での販売を目的とした商品開発または既存の商品の改良に対して、支援します。

対象となる人

- ・町内に住所又は事業の拠点を有する個人、法人及び団体
- ・町内道の駅での販売を目的に商品開発等に取り組む者
- ・その他北栄町長が認めた者

補助金額・補助率

補助金額（上限）	補助率
30万円	2/3
(例) 事業経費が30万円の場合は20万円の補助 事業経費が50万円以上の場合は30万円(上限)の補助	

支援内容および要件

①新たに商品を開発する事業

②既存の商品を改良する事業

<主な要件（①②共通）>

- ・新たな商品の開発または既存の商品の改良に必要な専門機関への相談
- ・商品開発及び改良のための備品等導入
- ・パッケージ等のデザインの新規作成または変更

③その他町長が必要と認める事業

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・町内の道の駅での販売を目的とした商品開発や既存の商品の改良を行う人

お問い合わせ先

北栄町役場産業振興課農商工推進室（北栄町由良宿423番地Ⅰ）
TEL：0858-37-3153(直通) FAX：0858-37-5339

Step（ステップ）

～ 6 次産業中級者向け～

2. 鳥取県産業未来共創補助金 【新たな取組、生産性向上、働き方改革等の促進】

中小企業者が策定した研究開発から生産性向上、成長投資の取組を一体的に支援します。

対象となる人

- ・鳥取県内に主たる事務所を有する中小企業者で
所管商工団体から継続的指導を受けている企業、
個人事業主・組合等
(風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律
第2条第1項に規定する業種の事業を行う人を除く)

※「産業成長応援事業」の事業終了事業者も、申請可能です。

※中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を実施中
または過去に実施したことがある者であっても、異なる計画・テーマ・内容であれば申請可能です。

条件

新たに制定された鳥取県産業未来共創条例に基づいて計画認定を行った事業者が対象

支援区分・補助対象事業・補助率等

区分	補助対象事業	補助率・補助上限額
新たな企業価値創造型	県内事業者が行う新たな企業価値の創造又は新技術（DX等）の導入に資する事業	1／2 (上限2,000千円)
事業継承促進型	事業継承した県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する事業	1／2 (上限2,000千円)
生産性向上・新技術導入推進型	県内事業者が行う経営力向上計画に基づいた経営強化に資する生産性、働き方改革又は新技術（DX等）導入に係る事業	1／2 (組合・任意グループは2／3) (上限5,000千円)
経営革新型	県内企業が行う経営改革計画に基づいた新たな企業価値の創造に係る事業	1／2 (組合・任意グループは2／3) 上限10,000千円 (重点分野の場合15,000千円)

お問い合わせ先

北栄町商工会（北栄町由良宿409番地）
TEL：0858-37-4057
FAX：0858-49-6006

鳥取県中部商工会産業支援センター
TEL：0858-36-2868
FAX：0858-36-2748

3. 鳥取県産業未来共創研究開発補助金 【県の未来を支える新産業創造等の促進】

新たな技術創出への挑戦を促し、地域産業の活性化を図ることを目的に、企業が、県内における新たな製品・技術・サービスの開発を目指して行う研究開発等を支援します。

対象となる人

- ①鳥取県内に事務所を有して事業活動を行う者であるとともに、調査、研究開発等に取り組む能力を有する者
- ②次の要件をすべて満たすグループ
 - ア 事業の開始から終了までの間、2者以上で構成されており、かつ、①の条件を満たす者が1者以上含まれること。
 - イ 当該研究グループの構成員の中から、①の条件を満たす者を、申請～支払～管理運営等を行う代表者として1者選定していること。

条件

創造研究開発補助金審査会又は検討会等に諮り、採択されたものが対象

その他

募集開始時期は未定。
(詳細については、補助金交付要綱制定後、産業未来創造課のHP等で公開します)

区分・補助対象分野・補助メニュー・補助率等

区分	補助対象分野	補助メニュー	補助率・補助上限額
調査支援型	「次世代デバイス」 「バイオ・食品」 「健康・福祉サービス」 「まちなかビジネス」 「コミュニティビジネス」 「観光ビジネス」 「農林水産資源ビジネス」 「次世代ビジネス」	新たな取組みに先立つ市場調査等の基礎的な調査研究 (例) ・新製品の開発 ・新サービスの提供 ・異業種への進出	2 / 3 (上限1,000千円)
研究開発支援型		基礎的な調査を終え、事業化に向けてより具体的に発展させた研究開発	1 / 2 (上限5,000千円)

お問い合わせ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課（鳥取市東町1丁目220番地）
 TEL：0857-26-7564 FAX：0857-26-8117
<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>

4. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

対象となる人

- ・ 下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人

商業・サービス業	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※その他、対象要件あり

補助金額・補助率

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については 3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円

支援内容および要件

- ・ 販路開拓に必要な経費の一部を補助

<補助対象経費>

- ①機械装置等費
- ②広報費
- ③ウェブサイト関連費
- ④展示会等出展費
- ⑤旅費
- ⑥開発費
- ⑦資料購入費

※その他、補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用など

※汎用性が高く目的以外使用になりえるもの（車・文房具・パソコン等）は補助対象外

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・ 販路の拡大や新規取引先の開拓、生産性の向上を検討している小規模事業者

お問い合わせ先

北栄町商工会（北栄町由良宿409番地）
TEL：0858-37-4057
FAX：0858-49-6006

鳥取県中部商工会産業支援センター
TEL：0858-36-2868
FAX：0858-36-2748

5. もうかる6次化・農商工連携支援事業 (6次産業型)

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者などを支援します。

対象となる人

- ・ 県内の農林漁業者
- ・ 農林漁業を営む法人
- ・ 任意団体（規約を有する）
- ・ 農漁協

補助金額・補助率

補助金額（上限）

- ・ 農林漁業者（個人） 300万円
- ・ 農業を営む法人 700万円
- ・ 任意団体、農漁協
受益者1人あたり300万円（上限3,000万円）

補助率

1/2（県1/3、町1/6）

※要件の5に該当する事業は2/3（県1/2、町1/6）を補助

支援内容および要件

6次産業化や農商工連携の取り組みに必要な経費の支援

- ・ 販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費（ソフト）
- ・ 6次産業化に必要な施設、機械整備（3万円以上のもの）の経費

※不動産（土地代及び建築物）の購入、土地基盤の整備、農林水産物の生産に係る施設・機械整備は対象外

<主な要件>

- ①自ら生産だけでなく、加工および販売を行っていること。（またはプラン期間中に行う予定）
- ②プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、経営面積30a以上又は農産物販売金額50万円/年以上で、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと
- ③事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること（またはプラン期間中に行う予定）
- ④次のいずれかに該当すること
 - [水産以外]
 - ・ 認定農業者（ただし、食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可取得のための取組にあっては、認定農業者であることを要しない）
 - ・ 社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並み
 - [水産]
 - ・ 1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取り組み
 - ・ 法人などの加工品製造販売額または直接販売額が10%以上向上
- ⑤次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げ
 - ・ 国際認証取得
 - ・ これまで県外で行っていた加工を自ら行う
- ⑥プラン実行にあたっては、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受けること。

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・ 高額な機械設備を導入し事業規模の拡大を目指す事業者
- ・ ネット販売事業の立ち上げなど新しい販路を開拓し、事業規模の拡大を目指す事業者

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 食パラダイス推進課（鳥取市東町1丁目220）

TEL：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609

鳥取県中部総合事務所農林局農業振興課 TEL：0858-23-3165

6. 県外催事出展経費等支援

物産展・県フェアの開催や見本市への出展により、マッチングや情報交換の場を提供します。

対象となる人

- ・ 県内事業者

支援金額・支給回数

支援金額

5千円～4万円（催事開催地、日数による）

支給回数

1事業者につき、1催事等あたり1名及び年2回まで

支援内容および要件

・ 県外催事出展事業者への旅費支援

県外で行われる鳥取県フェアなどの催事や見本市などに出展する事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援します。

<対象となる催事又は見本市等>

- ・ 県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等（2日間以上の催事で3社以上の県内事業者が参加するもの）

<その他>

- ・ 事業に従事する者を県内から派遣する場合に限り、催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。
- ・ 県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・ マッチング・マーケティングの機会を模索している事業者

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 販路拡大・輸出促進課（鳥取市東町1丁目220）
TEL：0857-26-7767 FAX：0857-21-0609

7. おいしい鳥取PR推進事業費補助金

鳥取県の農林水産物や農林水産加工品の販路開拓・消費拡大の取り組み、伝統的な加工食品についての新商品の研究開発や企業化に対し支援します。

対象となる人

- ① 農林業経営体または漁業者
- ② 農林業経営体または漁業者で構成する任意組織（農林業経営体または漁業者が過半数以上を占めること）
- ③ 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者や事業者で構成する任意組織または組合
- ④ 県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

補助金額・補助率

補助事業名	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象①～④	15万円 4構成者以上で実施する時など30万円の場合あり	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業		20万円 4構成者以上で実施する時など40万円の場合あり	1/2

支援内容および要件

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	県外での販路開拓を目的に行う次の取り組みに要する経費 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流（産地視察、農業体験、意見交換会など） ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	アンテナショップでの取り組みを除く、県外での販路開拓を目的に行う次の取り組みに要する経費 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベントの開催 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進（県外団体との連携も含む） ・県外から多くの来場者が見込めるイベントへの出展 ・その他知事の認めるもの
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点（インショップなど）定着化の取り組みのために行う次の取り組みに要する経費。ただし、アンテナショップでの取り組みは除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取り組みに限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売 ・同一店舗で年4回以上の試食販売の実施 ・その他知事の認めるもの

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・農林水産加工品の製造・販売に取り組んでいる（または取り組むことを検討している）
- ・事業者や生産者、生産者グループなどで、何か新たな取り組みを検討している

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 販路拡大・輸出促進課（鳥取市東町1丁目220）
TEL：0857-26-7767 FAX：0857-21-0609

J u m p (ジャンプ)

～ 6 次産業上級者向け～

8. もうかる6次化・農商工連携支援事業 (農商工連携型)

農林漁業者と連携した県内農林水産物を原材料とする食品加工などの取り組みを支援します。

対象となる人

- ・農林漁業者と連携する食品加工業者など
- ・食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ（シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、またはその肉）

補助金額・補助率

補助金額（上限）

1,000万円

※要件③に該当する事業は1,500万円

補助率

1/3（県1/3、市町村任意）

※要件③に該当する事業は1/2（県1/2、市町村任意）を補助

支援内容および要件

農林漁業者と連携した食品加工などに必要な施設・機械整備（3万円以上のもの）の経費（ハード）を支援

※不動産（土地代及び建築物）の購入、土地基盤の整備は対象外

<主な要件>

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する（水産物は除く）
- ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める（水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む）
- ③国際認証取得または県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。
- ④プラン実行にあたっては、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受けること。

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・県内農林漁業者と食品加工業者などの連携体で食品加工を検討している場合
- ・既に食品加工を実施している県内農林漁業者と食品加工業者などの連携体で、新たな取り組みを検討している場合

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 食パラダイス推進課（鳥取市東町1丁目220）

TEL：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609

鳥取県中部総合事務所農林局農商工連携チーム TEL：0858-23-3163

9. 農山漁村発イノベーション等整備事業交付金 (産業支援型)

6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法により認定を受けた取り組みを行う場合に
必要な施設整備を支援します。

対象となる人

- ・ 農林漁業者団体
※六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事
業計画の認定が必要。
- ・ 中小企業者
※農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計
画の認定が必要。

交付金額・交付率

交付対象経費の3/10以内、※1/2以内
※中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振
興計画」や農山漁村発イノベーションの係る市町
村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う
場合

主な事業内容

- ・ 農林漁業者等が多様なネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して
6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援
します。なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
- ・ 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については施設整備と同時に設置する場合に
加え、既存の活性化施設に追加して設置する場合(※)も支援します。
※新たな総合化事業計画や農商工等連携事業計画の作成は不要です。

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・ 6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法により認定を受けた取り組みを行う場合に
施設整備を要する事業者

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 食パラダイス推進課 (鳥取市東町I丁目220)
TEL: 0857-26-7807 FAX: 0857-21-0609
鳥取県中部総合事務所農林局農業振興課 TEL: 0858-23-3165

その他

～北栄町の6次産業化に係わる人全般向け～

10. 地域プランナー派遣

鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターが設置する地域支援検証委員会において決定した支援者に対し、地域プランナーを派遣します。

対象となる人

以下の3つの要件を満たす支援対象候補者の中から、学識経験者等で構成する検討会議で決定された農林漁業者のこと。

- ①支援実施3年～5年の経営改善目標を自ら掲げる者
- ②支援実施年度の翌年度以降、目標年度まで毎年経営状況報告書を作成し、本サポートセンターに提出することについてあらかじめ同意している者
- ③財務諸表等の支援に必要な経営資料について提供が可能であること

支援内容および要件

6次産業化に取り組む農林漁業者等が抱える課題の解決に向けた助言

※地域プランナーとは

農林漁業者等の様々な課題に対応できる専門家で、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善を目指した総合的なサポートを行います。

お問い合わせ先

鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンター（食パラダイス推進課内）
TEL：0857-26-7853 又は 080-3057-2733

11. 「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う、県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興など、食パラダイス鳥取県につながる活動を幅広く支援します。

対象となる人

- ・鳥取県の食材や食文化、料理などの普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループなど
- ※直売所連携魅力アップ枠は県内の直売所、道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協などが対象です。
- ※一般枠は市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業などは対象外です。

交付金額・交付率

交付金上限額

＜一般枠＞ 200万円

ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を400万円とする。

＜コンベンションPR枠(※)＞ 25万円

＜直売所連携魅力アップ枠＞ 50万円

＜特別枠＞ 25万円

※R4年度は募集なし

交付率

特別枠以外：2/3以内

特別枠：10/10以内

支援内容および要件

・支援内容

＜一般枠＞

食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくりなど、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取り組み

＜コンベンションPR枠＞

全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンションなどに参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食パラダイス鳥取県」をPRする民間などの取り組み

＜直売所連携魅力アップ枠＞

県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取り組み

＜特別枠＞

食パラダイス鳥取県の推進のため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取り組み

・交付対象経費

事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催などに要する経費（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く）

こんな人は一度相談してみるべき!!

- ・鳥取県が好きで、「食」に関連した活動で県や地域を盛り上げたいと考えている人

お問い合わせ先

鳥取県市場開拓局 食パラダイス推進課（鳥取市東町1丁目220）

TEL：0857-26-7836 FAX：0857-21-0609